

アルバイトの年次有給休暇



時間給で働くケースが多いアルバイト等は一見「休んだら当然給料はでない」と思われ勝ちですが、実はアルバイトやパートに対しても正社員より少な目の年次有給休暇を与える必要があります。但し、アルバイト特有の年次有給休暇の規定が適用されるのは下記の 又は の場合。

週の労働時間が30時間未満、かつ、週労働日数が4日以下
週の労働時間が30時間未満、かつ、年間労働日数216日以下

例えば、時間給のアルバイトでも週5日働いたら労働時間に関わらず一般の正社員と同じ日数分の年次有給休暇を与えなければならないのです。

公式

$$\text{正社員の有給休暇日数} \times \frac{\text{そのアルバイトの1週間の所定労働日数}}{5.2}$$

例) 入社1年6ヶ月経過した週3日労働のアルバイトの場合

$$11 \text{日} \times \frac{3 \text{日}}{5.2 \text{(定数)}} = 6.34 \text{日}$$

6日 (小数点以下端数切捨て)

年間6日の年次有給休暇の付与でOK

別資料)
年次有給休暇の
基本(正社員)参照